

○明治薬科大学動物研究施設運営委員会規程

制定 令和元年5月10日

(目的)

第1条 この規程は、明治薬科大学動物実験規程（以下「規程」という。）に基づき、明治薬科大学動物研究施設運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関する必要事項を定める。

(委員会の役割)

第2条 委員会は学長の委任を受け、動物研究施設の円滑なる共同利用と運営を図ることを目的とし、次の事項を審議又は調査し、学長に報告又は助言する。

- (1) 動物実験とその研究及び教育に関する事項
- (2) 動物研究施設の組織に関する事項
- (3) 動物研究施設の管理及び運営に関する事項
- (4) その他、動物研究施設に関する事項

2 委員会は、その責務を遂行するため必要に応じて、動物実験実施者及び管理者等に資料の提出を求めることができる。

(委員会の構成)

第3条 委員会の構成委員は、若干名とし、学長が委嘱する。

2 委員会は次に掲げる委員で組織する。

- (1) 動物実験等に関して優れた識見を有する者
- (2) 実験動物に関して優れた識見を有する者
- (3) その他学識経験を有する者
- (4) 委員長が必要と認めた者

(委員長等)

第4条 委員長は学長が指名する。

2 動物研究施設長（以下「施設長」という。）は委員長を兼任することはできない。

3 副委員長は委員長が指名する。

4 委員長は委員会を主催し、議長を務める。

5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代行する。

6 委員長は委員の三分の一以上の要求があった場合は、委員会を召集しなければならない。

7 委員会は委員の二分の一以上の出席をもって成立する。ただし、急を要する議事は、委員の持回りによって審議し、本条第8項に準じて決することができる。

8 議事は出席委員の二分の一以上の賛成をもって決し、可否同数の場合は議長が決する。

9 施設長は、委員会に出席して、意見を述べることができる。

10 委員会は、必要に応じて委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を徴するこ

とができる。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(担当事務)

第6条 委員会に関する事務は、総務課が行う。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が定める。

(細則)

第8条 この規程に定めるもののほか、規程の施行に当たって必要な細部事項は、委員会が別に定めることができる。

附 則

この規程は、令和元年5月10日から施行する。